- 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てを行った者 又は申立てをなされた者にあっては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けて
- 5の(4)の入札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る 指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)による指名停止期間中でな いこと。
- 競争入札参加資格確認申請書の提出

本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、 競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

提出期間

平成 17 年 7 月 20 日 (水) から平成 17 年 7 月 29 日 (金) までの日 (県の休日を 除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。

提出場所

4に記載のとおり

提出方法 (3)

4に記載の場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。

入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。

契約条項を示す場所

熊本県地域振興部情報企画課管理班 (県庁行政棟新館9階)

郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18番1号

電話 096-383-1111 内線 3083

- 入札手続等
 - 入札に関する事務を担当する部局の名称 (1)

4に記載のとおり

入札説明書及び要求仕様書の交付期間及び場所 (2)

交付期間 T

> 平成 17 年 7 月 20 日 (水) から平成 17 年 8 月 4 日 (木) までの日 (県の休日を除 く。)の午前8時30分から午後5時までとする。

交付場所

4に記載のとおり

入札及び開札の日時及び場所 (3)

日時

平成 17 年 8 月 5 日 (金) 午後 1 時 30 分から

場所 1

熊本県地域振興部情報企画課内(県庁行政棟新館9階)

入札書の提出方法

5の(3)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、 4に記載の場所に平成17年8月4日(木)までに必着するよう郵送(書留郵便に限 る。) すること。

その他

(1)入札、契約手続等において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とする。

入札保証金 (2)

入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額 を5の(3)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又は

イのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に 県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険 証券を提出したとき。

入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共 団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわ たって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出した とき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがない と認められるときに限る。)。

(3)無効の入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

入札に参加する資格を有しない者のした入札

委任状を提出しない代理人のした入札 1

所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入 ウ

記名押印を欠く入札 工

オ

金額を訂正した入札 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札 力

明らかに連合によると認められる入札 丰

同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入 ク

2以上の意思表示をした入札

- コ 民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行 者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

- (5) 最低制限価格
 - 設定しない。
- (6) 契約の締結
 - ア契約書作成の要否
 - イ 契約の締結期限
 - 落札者決定の日から7日以内とする。
 - ウ 落札者からの契約締結の申出期限 落札者決定の日から7日以内とする。
- (7) 契約保証金

契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を 提出したとき。

イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体と この入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって 締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき (その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)。

(8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第559号

天草郡新和町小宮地新田地区土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があった。

平成 17 年 7 月 20 日

能太県知事 潮 谷 義 子

| | | | | | | 熊本県知事 | 潮 | 谷 | 義 | 子 |
|----------|-----|---|----|----|------------------|-------|---|---|---|---|
| 役職名 | 氏 | | 名 | | 住 | | 所 | | | |
| 退任 | | | | | | | | | | |
| 理事 | 富 | 田 | 善 | 三郎 | 天草郡新和町大多尾 2701 | | | | | |
| " | 番 | 家 | | 實 | 天草郡新和町小宮地 1026 | | | | | |
| " | 原 | 田 | 利 | 光 | 天草郡新和町小宮地 572-1 | | | | | |
| " | JII | 﨑 | 義 | 治 | 天草郡新和町小宮地 3474 | | | | | |
| " | 坂 | 元 | 安 | 則 | 天草郡新和町小宮地 3693 | | | | | |
| " | 井 | 出 | 英 | 則 | 天草郡新和町小宮地 6275 | | | | | |
| " | 宮 | 崎 | | 毅 | 天草郡新和町大宮地 3747 | | | | | |
| <i>"</i> | 山 | 下 | 昭 | 次 | 天草郡新和町大宮地 4178 | | | | | |
| <i>"</i> | 松 | 本 | | 勝 | 天草郡新和町大多尾 4822 | | | | | |
| <i>"</i> | 森 | 岡 | _ | 正 | 天草郡新和町大多尾 3486 | | | | | |
| 監事 | 歳 | 嶋 | _ | 成 | 天草郡新和町小宮地 7579 | | | | | |
| " | 濱 | 田 | | 廣 | 天草郡新和町小宮地 5207 | | | | | |
| " | 岩 | 下 | 昭 | _ | 天草郡新和町大多尾 35-1 | | | | | |
| 就任 | | | | | | | | | | |
| 理事 | 歳 | 嶋 | _ | 成 | 天草郡新和町小宮地 7579 | | | | | |
| " | 森 | 岡 | _ | 正 | 天草郡新和町大多尾 3486 | | | | | |
| " | 中 | 村 | 三= | F人 | 天草郡新和町小宮地 1376 | | | | | |
| " | 中 | 元 | | 亀 | 天草郡新和町小宮地 581-1 | | | | | |
| " | 佐々 | 木 | 健 | 司 | 天草郡新和町小宮地 5207-2 | | | | | |
| " | 山 | 迫 | 英 | 紀 | 天草郡新和町小宮地 5809 | | | | | |
| " | 迫 | 田 | 政 | 晴 | 天草郡新和町大宮地 5 | | | | | |
| <i>"</i> | 山 | 下 | 昭 | 次 | 天草郡新和町大宮地 4178 | | | | | |

理事 天草郡新和町大多尾 3859-2 浦川 " 尾 司 天草郡新和町小宮地 495 田信 廣 監事 濱 \mathbf{H} 天草郡新和町小宮地 5207 幸 安 \blacksquare 直 天草郡新和町小宮地 4526 下 鐵 雄 天草郡新和町大多尾 2197-2 \mathbb{H}

熊本県公告第560号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法(昭和 24 年法律第 195) 第 113 条の 2 第 3 項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成 17 年 7 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

| 事業名 | 地区名 | 工事着手年月日 | 工事完了年月日 | 事業主体 |
|------------|------|------------------|------------------|------|
| 農業用用排水施設 | 弥次第二 | 平成 15 年 12 月 4 日 | 平成 17 年 3 月 25 日 | 熊本県 |
| 農業用用排水施設、農 | 郡築 | 平成3年11月18日 | 平 17 年 6 月 1 日 | 熊本県 |
| 業用道路、客土 | | | | |

熊本県公告第561号

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第7条第1項の規定により、平成17年度 クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成 17 年 7 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 試験の日時及び場所
 - 日時 平成 17 年 9 月 11 日 (日) (1)
 - ア 学科試験 午前 10 時から正午まで
 - 午後1時から 実地試験 1
 - 熊本県クリーニング協同組合(熊本市大窪一丁目1番5号) (2)場所
 - ※受験希望者の人数により、学科試験については上記会場近辺の別会場へ 変更となることがある。
- 試験科目
 - (1)学科試験
 - 衛生法規に関する知識
 - 公衆衛生に関する知識 1
 - 洗たく物の処理に関する知識 ゥ
 - (2)実地試験
 - 洗たく物の処理に関する知識及び技能
 - (ア) 衣類別のクリーニング方法の鑑別
 - (1)繊維の鑑別
 - しみの種類及びしみ抜き剤の鑑別 (ウ)
 - (工) 長袖ワイシャツ蒸気アイロン仕上げ
 - 蒸気アイロンは、熊本県で準備する。
 - アイロン仕上げの際にノリは使用しない。 **※** 2
 - 長袖ワイシャツは、受験者各自で準備し試験会場に持参すること。 シャツは綿35%以上の混紡、白地無地で、仕上げをしていないもの {事前に加工したシャツや、指示した以外のシャツ(形状記憶シャツ **※** 3 等) は認めない。}
- 3 受験資格

次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 中学校卒業又はこれと同等以上の学力があると認められる者
- クリーニング業法の一部を改正する法律(昭和 30 年法律第 154 号)附則第 5 項に 規定する旧国民学校令(昭和 16 年勅令第 148 号)による国民学校の高等科を修了し た者、旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校の2年の課程を終わっ た者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると 認められる者
- 受験手続
 - クリーニング師試験受験願書(以下「願書」という。)の配布

熊本県健康福祉部生活衛生課、各保健所及び熊本市保健所で配布する。ただし、 県外に住所を有する受験希望者にあっては郵送での配布も行う。この場合、封筒の 表に「クリーニング師試験受験願書請求」と朱書きし、あて先を明記し、120 円切 手を貼付した返信用封筒 (角型 2 号: A4 サイズ) を同封のうえ、熊本県健康福祉部 生活衛生課(〒862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号)に請求すること。

(2)提出書類

願書